

令和6年度

# 多摩市 学童クラブ

## 入所申請のご案内

### 令和6年4月入所 申請期間（第一期分）

<b>電子申請</b> (インターネット申請)	日程：令和5年10月5日（木）～11月1日（水） ※不足書類がある場合は10月27日（金）～11月1日（水）
<b>郵送申請</b>	日程：令和5年10月5日（木）～11月1日（水）※消印有効 ※不足書類がある場合は郵送申請はご利用いただけません
<b>窓口申請</b> (市役所受付)	場所：市役所第二庁舎会議室 日程：令和5年10月27日（金）～10月30日（月） ※10月29日（日）は除く 時間：午前9時～正午・午後1時～5時 ※10月27日のみ10時から・10月30日のみ18時まで  場所：児童青少年課窓口 日程：令和5年10月31日（火）～11月1日（水） 時間：午前9時～正午・午後1時～5時
<b>学童申請</b>	場所：現在入所している学童クラブ 日程：令和5年10月27日（金）～11月1日（水） ※10月28日（土）、10月29日（日）は除く 時間：午前9時30分～正午まで

※受付の詳細はP.6～7を、第2期以降の申請期間についてはP.8を参照ください。

### ご申請にあたって

前年度と変更点がありますので必ず内容をご確認ください。

申請書類（学童クラブ入所申請書、家庭状況書、学童健康調査表、在職証明書等）も同封されています。ホチキスから外してご利用ください。

多摩市 子ども青少年部 児童青少年課

電話：338-6884(直通)・375-8111(代表)

ホームページ：<https://www.city.tama.lg.jp/>



多摩市ホームページ  
「令和6年度 学童クラブ  
入所申請受付について」

# 子どもたちの 放課後の居場所のご案内

学童クラブ (通年入所)	学童クラブ (8月一時入所)	事業名	放課後子ども 教室	児童館
<p><b>【費用】</b> 月額 7千円(現時点)</p> <p><b>【対象】</b> 就労等の要件がある 原則1～4年生</p> <p><b>【開所日】</b> 原則、月～土曜日</p> <p><b>【開所時間】</b> 下校時～午後6時 ※学校休業日は午前 8時から ※延長育成(有料) 利用時は午後7時 まで</p>	<p><b>【費用】</b> 月額 7千円(現時点)</p> <p><b>【対象】</b> 就労等の要件がある 1～6年生</p> <p><b>【開所日】</b> 原則、月～土曜日</p> <p><b>【開所時間】</b> 下校時～午後6時 ※学校休業日は午前 8時から ※延長育成(有料) 利用時は午後7時 まで</p>	<p>こんなとこ</p>	<p><b>【費用】</b> 無料</p> <p><b>【対象】</b> 各小学1～6年生 ※一部学校で未実施</p> <p><b>【実施日】</b> 週1、2回程度</p> <p><b>【実施時間】</b> 下校時～午後4時 ※実施日と実施時間 は学校により異なり ます。</p>	<p><b>【費用】</b> 原則、無料</p> <p><b>【対象】</b> 0歳～18歳</p> <p><b>【開館日】</b> 原則、月～土曜日</p> <p><b>【開館時間】</b> 原則、午前9時～ 午後6時 ※館により異なる場 合があります ★学校から直接来館 できる事業も実施 しています</p>
<p>☆両親ともフルタイムで働いています。</p> <p>☆ひとり親で看護学校に通っています。</p> <p>☆父親はフルタイム 母親は一日10時～16時、週4日のパートで働き始めます。</p>	<p>☆3年生で普段は大丈夫だけど、学校が長期に休みの間は一日が長いので留守番が心配。</p> <p>☆勤務が9時～14時で週4日です。</p> <p>☆5年生だけど、学童クラブが必要。</p>	<p>こんな人に</p>	<p>☆学校外で放課後を過ごすのが不安。</p> <p>☆地域の大人と色々な体験をしたい。</p>	<p>☆新1年生で友達がいまだいない。</p> <p>☆地域で好きな時間で安全に遊ぶ場所があるといいな。</p> <p>☆留守にする間、放課後過ごす場所があると助かる。</p>
<p><b>【申請期間】</b> 新年度の申請は例年10月下旬より開始しています</p>	<p><b>【申請期間】</b> 原則、入所月の、前月10日前までに申請してください</p> <p>令和6年度は6月11日～7月10日の申請期間です。</p>	<p>申込方法</p>	<p><b>【申込方法】</b> 登録制による自由参加です 参加を希望する場合は、参加申込書を各実施校に提出してください</p>	<p><b>【利用方法】</b> はじめて利用する時には、「児童館利用者カード」の提出が必要です 各児童館で配布しているので、登録してください</p>

この他にも、習い事や祖父母宅、ひとりで留守番など、ご家庭の状況、お子さんの状況で様々な放課後の過ごし方があります。ぜひ、親子でお話してください。

# もくじ

- P.1 . . . . . 学童クラブとは
- P.2 . . . . . 申請の要件
- P.3 . . . . . 最低要件と必要書類
- P.5 . . . . . 申請から入所決定まで
- P.6 . . . . . インターネット・郵送での申請受付
- P.7 . . . . . 直接持参での申請受付
- P.8 . . . . . 第一期申請期間以降の受付
- P.9 . . . . . 申請における留意点
- P.10 . . . . . 審査方法
- P.11 . . . . . 年度途中の入所申請について/8月入所の要件緩和について
- P.12 . . . . . 入所申請後の変更について
- P.13 . . . . . 学童クラブ費・延長育成料について
- P.14 . . . . . 減免について
- P.15 . . . . . 退所について/入所後の取消について/その他のお知らせ
- P.16 . . . . . Q&A
- P.23 . . . . . 令和6年度入所選考基準表
- P.25 . . . . . 学童クラブ配置図
- P.26 . . . . . 学童クラブ一覧
- P.27 . . . . . 希望学童クラブの選択について
- P.28 . . . . . 必要書類チェック表
- P.29 . . . . . 申請書の書き方・コード一覧

# 学童クラブとは

学童クラブとは、保護者が仕事や病気入院等により昼間家庭にいない、小学校に就学している**原則新1年生から新4年生**の児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る施設です。

日常生活の中で起こりうる様々な問題に対応しながら、一人で留守番ができ、困ったときに自分で判断できるような生活力が身につくように支援しています。

育成時間は、下校時から午後6時までです。学校休業日（夏休み、冬休み、土曜日など）は午前8時から午後6時となります。学童クラブでは午後5時には子どもたちだけで集団降所します。午後5時以降の時間を利用する場合は保護者の方にお迎えにきていただきます。

午前8時～午前9時・午後5時～午後6時の時間を利用する場合は入所後に別途届出が必要です。これを「**時間延長（朝延長・夕延長）**」といいます。

また、モアサービスとして午後7時までの「**延長育成**」を実施しています。各学童クラブにて別途申請が必要です。別途料金がかかります。

午前8時	午前9時	午後5時	午後6時	午後7時
時間延長 (朝延長)	育成時間		時間延長 (夕延長)	延長育成 (モアサービス) (別途料金)

※学童クラブでは児童の送迎はいたしません。保護者の責任で登降所をお願いいたします。

# 申請の要件

入所の申請ができる方は、令和6年4月1日現在多摩市内に居住している**原則小学1年生から4年生**で、次の1～6までのいずれかに該当し、その児童の監護に当たることができないと認められる保護者です。

**※ただし、特別支援学校または特別支援学級に通学している児童は、5・6年生まで申請可能です。その他の5・6年生は、8月一時入所に限り申請可能です。**

単年度毎の申請です。在籍中の方が優先されることはありません。

**※ 兄弟姉妹分及び過年度分を含め学童クラブ費・学童クラブ延長育成料の滞納がある場合は申請できません。**

**1. 保護者が就労（就学）しているため。**

（次ページ「就労」要件等の最低条件に該当していること）

**2. 保護者が出産、疾病、心身障害等のため。**

（出産の場合は出産月と前後2ヶ月の入所期限、心身障害は4級・4度以上）

※育児休業取得中の場合は復帰を条件に受付します。詳細は次のページをご覧ください。

**3. その児童の親族で長期にわたる疾病・心身に障害のある者がいる等、児童の保護者が居宅内又は居宅外で常時看護や介護に従事しているため。**

**4. 保護者が求職中のため。（3ヶ月間の入所期限）**

※新4年生以上の保護者は求職中の要件では申請できません。

※求職中での新年度申請は第四期申請受付期間以降（P.8参照）での受付となります。

※求職中の要件での申請は年度内1回限りです。

**5. その児童の家庭が、火災等により家屋の損傷その他災害復旧のため。**

**6. 前各号に掲げるもの以外の理由で市長が認める場合。**

**※ 次のいずれかに該当する場合は、保護者が上記要件を満たしていても入所の資格がありません。**

- 1) 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないと認められる場合。
- 2) 児童が学童クラブの管理上支障があると認められる場合。
- 3) その他市長が入所を不相当だと認める場合。

# 最低要件と必要書類

## 1. 必要書類

- ① 学童クラブ入所申請書  
家庭状況書
  - ② 学童健康調査表
  - ③ 添付書類（各要件の証明書類）
  - ④ 前(過)年度在籍者用チェック票  
（多摩市の学童クラブに在籍経験のある児童のみ）
  - ⑤ 郵送申請確認表（郵送で申請する方のみ）
- } 全員共通で必須

要件確認用のフォームができました！

該当項目を選ぶだけで  
要件と必要書類が簡単に  
確認いただけます！



フォームはこちら→

<https://logoform.jp/form/4N4o/294874>

## 2. 添付書類について

保護者（両親）の入所要件毎に、**提出時の3ヶ月以内**に発行された証明書類の添付が必要です。以下の表を参照の上、必要な書類を添付してください。

※P.28の「必要書類チェック表」もご参照ください。

要件	最低条件	提出書類
就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間が日中4時間以上</li> <li>・勤務時間が午後3時から午後5時のいずれかの時間帯を含むこと</li> <li>・上記2条件を満たす勤務日が月12日以上</li> <li>・以上3条件をすべて満たすこと</li> </ul> <p>※育児休業中の場合は入所月の翌月1日までに復帰すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①在職（内定）証明書（<u>児童青少年課指定様式</u>） ※複数勤務の場合は、全ての勤務先の在職証明書を提出してください</li> <li>②日によって就労時間数や時間帯が変わる場合は、2カ月分のシフト表（就労内定は標準シフト）</li> <li>③<b>法人格を持たない個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写し（事業所得が記載されており、税務署に申告しているもの）</b> ※困難な場合は、個人事業主であることが客観的に確認できる書類（開業届・営業許可証など）</li> </ul>
就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学していること（在宅での通信教育は不可）</li> <li>・日中4時間以上の授業時間</li> <li>・授業時間が午後3時から午後5時のいずれかの時間帯を含むこと</li> <li>・上記3条件を満たす通学日が月12日以上</li> <li>・以上4条件をすべて満たすこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①入学許可証や学生証のコピー等、就学（予定）している期間や所在地がわかる書類</li> <li>②時間割等就学の日数、時間がわかる書類</li> </ul>
疾病	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院又は自宅療養していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①診断書（<u>児童青少年課指定様式</u>） または自立支援医療受給者証のコピー等</li> <li>※入院の場合は、診断書に期間を記入</li> </ul>

障害	・心身障害(4級・4度以上)	①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー等
出産	・出産月とその前後2ヶ月間	①母子手帳の分娩予定日がわかるページの コピー
看護 ・ 介護	・親族等を常時介護・看護 ・月12日以上介護・看護に従事 ・日中4時間以上 ・介護・看護している時間が午後 3時から午後5時のいずれかの 時間帯を含むこと 以上4条件をすべて満たすこと	①看護・介護要件申告書(児童青少年課指定様式) ②被看護・介護者の診断書(児童青少年課指定様式) または要介護認定証、身体障害者手帳等のコピー ※同居者の介護・看護をしていて、かつ通院の 付き添い等で月12日以上外出して介護・看護 している場合、そのことを証明する書類を提出 してください。
求職	・求職のため常時外出していること (在宅での求職活動は不可) <b>※4年生以上は求職要件での申請不可</b> <b>※年度内1回限りの適用</b>	①ハローワークカードのコピー等求職していること がわかる書類、または求職要件申告書(児童青 少年課指定様式)

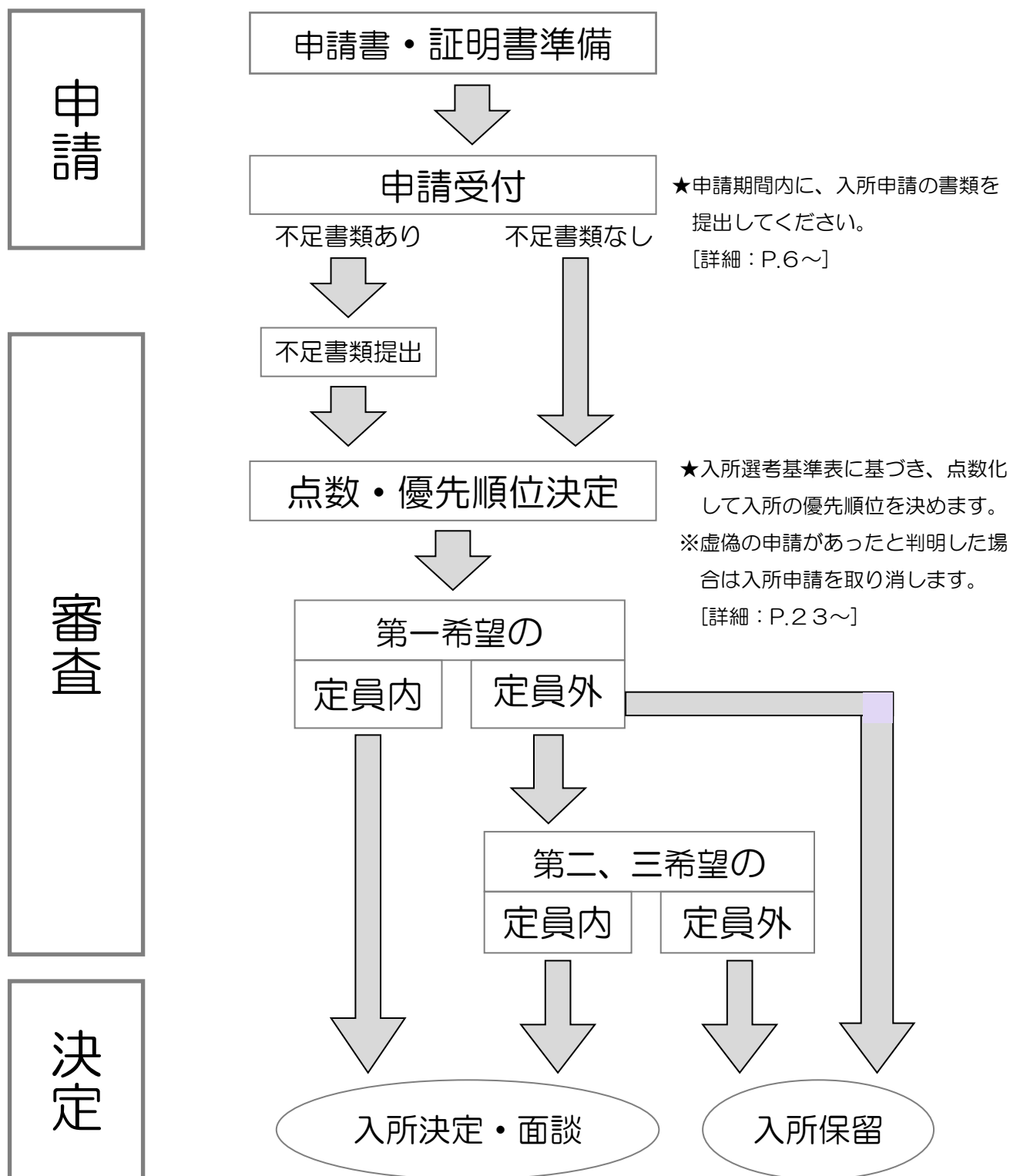
20歳以上65歳以下の 同居者がいる場合	同居者の要件に該当する書類(前ページ参照) (提出は任意ですが提出がないと指数が減点となります)
ひとり親家庭等 ※右記のいずれか 一点(コピー)	○ひとり親家庭等医療費助成制度のマル親医療証 ○児童扶養手当証書 (証書をお持ちでなくても受給資格がある方は、児童青少年課にご相 談ください。) ○戸籍謄本 ○調停期日通知書(離婚調停中の場合) ○弁護士等が発行する、離婚調停中であることを示す書類
児童が特別支援学級・ 学校に在籍(予定)の場合	特別支援学級の場合:「在籍(予定)学級の照会について」 特別支援学校の場合:学校が証明する通学証明書
児童が右にあげる手帳を 所持している場合	身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の写し (種・級の分かる部分)

※ 会社等の都合により申請受付時に在職証明等の添付書類が揃わない場合は、各申請受  
付期間の最終日から起算して14日以内に提出することを条件に受付をいたします。

※ 郵送申請の場合、提出書類がすべて揃っていない場合は受付できません。

※ 内定証明書を提出した方につきましては、入所後2ヶ月以内に在職証明書等を提出し  
てください。

# 申請から入所決定まで



★新規申請で、希望学童クラブの施設定員内に入った場合、親子面談があります。日程については、学童クラブからハガキや電話等でお知らせします。（※既に入所している児童は省略する場合があります。）

★入所の可否に関わらず、文書で結果を通知します。面談の連絡が来ても、入所決定ではありませんので、通知を必ず確認してください。



# インターネット・郵送での申請受付

第一期の学童クラブ入所申請をインターネット・郵送でされる方は、次の通りお手続きください。（第二期以降についてはP.8をご参照ください）

なお、申請内容に不備があり、児童青少年課からの確認の連絡にに応じていただけない場合は入所決定を行えない場合があります。

## 【インターネットでの申請について】

申請フォームについては、多摩市ホームページに掲載しています。下記URL、二次元コードよりホームページにアクセスし「入所申請をする」の欄からお手続きください。

インターネット申請の場合でも、在職証明書など、各要件の証明書類の画像データ(写真・PDFなど)を添付する必要があります。必ずご自身の申請に必要な書類をご確認、ご用意したうえでご申請ください。

期間：令和5年10月 5日（木）～ 令和5年11月 1日（水）

※受付最終日の23時59分までに送信を完了



「インターネットでの令和6年度学童クラブ関係の申請について」

URL：<https://www.city.tama.lg.jp/kosodate/1008019/1008036/1012827.html>

## 【郵送での申請について】

郵送で申請する方は、「郵送申請確認表」を同封し、下記宛先までご郵送ください。

郵送での申請が児童青少年課まで到着後、「学童クラブ入所申請受付兼不足書類について」を送付いたします。申請から二週間を経過しても届かない場合は、児童青少年課にご連絡ください。

なお、料金不足の場合はご申請を受け付けられないため、不足分の切手をご提出いただきます。郵送前に必ず料金をご確認ください。

期間：令和5年10月 5日（木）～ 令和5年11月 1日（水）※消印有効

宛先：〒206-8666 多摩市関戸6丁目12番地1 多摩市役所児童青少年課

# 直接持参での申請受付

第一期の学童クラブ入所申請を窓口で行う方は、次の通りお手続きください。  
申請書類の確認をさせていただきますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

## 【市役所受付】

期間：令和5年10月27日（金）～ 令和5年11月 1日（水）※29日（日）は除く

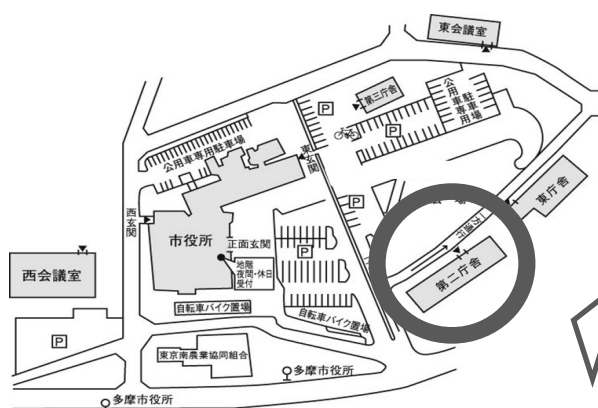
時間：午前9時～正午・午後1時～午後5時

※27日（金）のみ午前10時より開始、30日（月）のみ午後6時まで実施

場所：多摩市役所 第二庁舎

※10/31（火）～11/1日（水）は児童青少年課窓口（市役所4階）

※児童青少年課窓口での受付は、窓口が少なく大変混み合うことが予想されますので、  
10月30日（月）までの申請をお勧めします。



※10月27日～10月30日の期間は  
市役所第二庁舎にて受付を行います。  
申請会場をお間違えのないようお気を付け  
ください。

こちらの  
建物です

## 【学童クラブ受付】

現在学童クラブに入所されている新2年生以上の方で、令和6年4月以降も入所を希望される方は、下記の期間で学童クラブでの申請手続きが可能です。

入所審査は単年度毎に行います。在籍者が優先されることはありません。兄弟姉妹関係での優先はありません。

期間：令和5年10月27日（金）～ 令和5年11月 1日（水）

※28日（土）、29日（日）は除く

時間：午前9時30分～正午

場所：現在、在籍している各学童クラブ（申請書は、保護者の方がご持参ください。）

※ 令和6年度に新規の入所申請者（未在籍の弟妹等）がいる場合は、学童クラブでの申請受付ができませんのでご注意ください。

# 第一期申請期間以降の受付

第一期の申請受付期間を過ぎた場合でも、4月入所分として3月15日（金）まで引き続き追加申請を受付します。ただし、定員を超えた場合等には、入所保留となります。

※求職中での申請は「第四期」申請受付期間以降です。

## 【受付期間】

期	申請期間	決定通知発送時期
第二期	令和5年11月2日～令和6年1月10日	2月中旬
第三期	令和6年1月11日～令和6年2月5日	3月中旬
第四期	令和6年2月6日～令和6年3月5日	3月下旬
第五期	令和6年3月6日～令和6年3月15日	3月末

## 【窓口受付】

申請書類を窓口まで直接お持ちください。

受付時間：午前9時～正午・午後1時～午後5時

※土曜・日曜・祝日、及び12月29日～1月3日は除く

受付場所：市役所4階 児童青少年課窓口

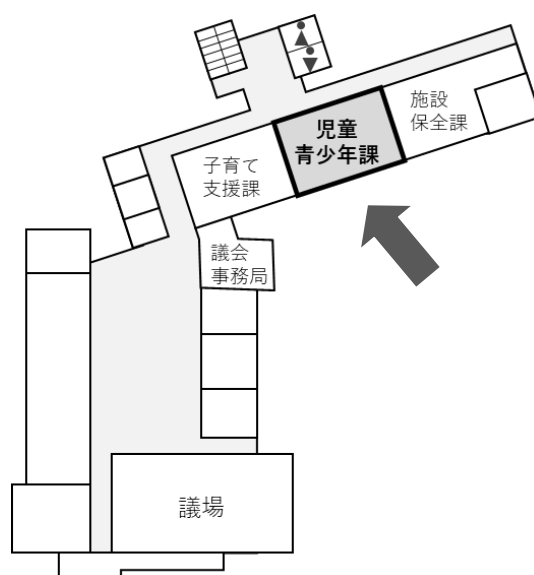
市役所4階

## 【インターネット申請】

手続き方法はP.6と同様です。

「インターネットでの令和6年度学童クラブ  
関係の申請について」

URL：<https://www.city.tama.lg.jp/kosodate/1008019/1008036/1012827.html>



## 【郵送申請】※第五期は郵送不可

手続き方法はP.6と同様です。

宛先：〒206-8666 多摩市関戸6-12-1  
多摩市役所児童青少年課

# 申請における留意点

## 【申請するにあたって】

- 4月入所の申請は、原則**申請した「受付期間」が早いほど優先されます。**  
**同申請期**内は、いつ提出していただいても**優先順位は変わりません。**  
(例：第四期よりも第三期を優先します。第三期内では優先順位は変わりません。)
- 申請受付時に在職証明等の添付書類が揃わない場合は、各申請受付期間の最終日から起算して**14日以内**に提出することを条件に受付をします。
- 現在**求職中**(4月からの仕事が決まっていない)の方は、**第四期申請受付期間以降での受付となります。**現在、学童クラブに在籍中であっても第三期申請受付期間以前では申請できませんのでご注意ください。
- 育児休業法に基づく**育児休業中の方は令和6年5月1日までに復帰予定の方のみ**申請可能です。また、令和6年5月2日以降の終了予定でも切り上げ予定であれば、申請可能です。

## 【申請書の訂正】

- 申請書を提出した後に記載内容を訂正、及び変更する場合には、**各申請期間内に訂正してください。**訂正や変更がある場合には、児童青少年課までご連絡ください。

## 【申請の取下げ】

- 提出した申請書を取り下げる場合には、「学童クラブ入所申請取り下げ書」を**入所予定月の前月末まで**に提出してください。取り下げ書は児童青少年課及び各学童クラブにあります。多摩市公式ホームページからのダウンロードも可能です。(郵送・インターネット申請可)

## 【希望学童クラブの変更】

- 学童クラブの希望を変更する場合は、「学童クラブ変更願」の提出が必要です。**その場合、変更が発生した時点での再申請の扱いとなります。**

例①：第一期で申請し、第二期の申請受付期間に希望変更届を提出する場合。  
→第一期での申請を取り下げて、第二期で再申請を行った扱いになり、優先順位が変更されます。

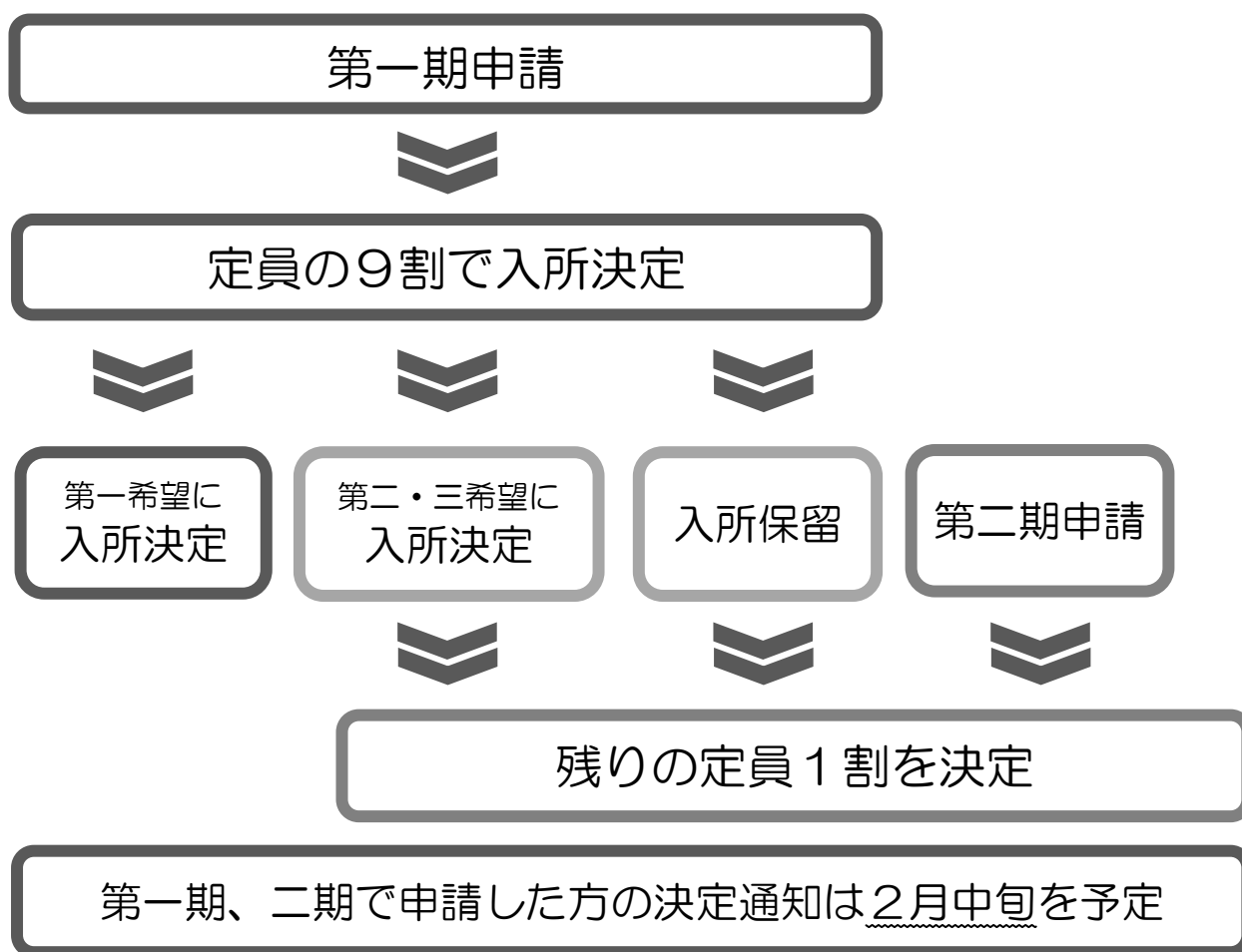
例②：第一期で申請し、第一期の申請期間内に希望変更届を提出する場合。  
→同一期間内のため、優先順位に変更はありません。

学童クラブ変更願は児童青少年課及び各学童クラブにあります。多摩市公式ホームページからのダウンロードも可能です。(郵送・インターネット申請可)

# 審査方法 <第一期・第二期申請における入所決定について>

【第一期・第二期に申請された場合】

- ① **第一期**の申請で各施設**定員の9割**を入所決定します。
- ② 残りの1割に関しては、**定員の9割に入れなかった方と、第二期で申請した方**合わせて審査をし、決定します。



## <同じ申請期間に申請した場合の審査>

同じ申請期間内の審査においては、まず第1希望施設ごとに順位付けをし、第1希望について全施設審査をします。第1希望の方を全員受け入れてもなお定員に余裕がある施設については、第2希望の審査及び受入れを行います。第2希望の方を全員受け入れてもなお定員に余裕がある施設については、第3希望の審査及び受入れを行います。

## <順番の並び替えについて>

令和6年3月31日までは、第1期・第2期以外は早く申請した期間順に優先されます。令和6年4月1日からは、申請した期間に関わらず、家庭につけた点数順に並び替えます。

# 年度途中の入所申請について

年度途中に入所を希望される方は、毎月10日（土日祝日に当たる場合は翌開庁日）までに申請されますと、翌月1日付入所の受付となります。ただし、希望施設が定員を超えている場合等には、入所保留となることがあります。

## 【受付方法】

- ・インターネット・郵送申請 ※郵送の場合は前月10日消印有効
- ・窓口受付 市役所4階児童青少年課窓口 午前9時～正午・午後1時～午後5時

# 8月入所の要件緩和について

8月一時入所として、8月1日から8月31日の間の入所申請を受け付けます。

また、就労等での入所要件を「午前9時から午後5時までのいずれかの時間帯を含む日中4時間以上の勤務時間等で、かつこの条件を満たす勤務等の日数が1カ月間に12日以上」とし、1～6年生の全児童まで申請を受け付けるよう緩和します。

**なお、8月での確実な入所を保証する制度ではございません。希望施設が定員を超えている場合には、入所保留となることがあります。**

※通年入所保留中の場合は、定員に空きが出た段階で再審査を行うため、改めて8月入所の申請をしていただく必要はありません。

## 【受付期間】

令和6年6月11日（火）～ 令和6年7月10日（水）

⇒ 決定通知は7月下旬に発送予定

## 【受付方法】

- ・インターネット ※6月11日（火）より多摩市公式ホームページにて公開
- ・郵送申請 ※7月10日（水）消印有効
- ・窓口受付 市役所4階児童青少年課窓口 午前9時～正午・午後1時～午後5時

# 入所申請後の変更について

入所申請後、申請内容に変更が生じた場合は、「**身上等異動届**」により必要書類を添付して届け出てください。各種書類は各学童クラブ、市役所児童青少年課、多摩市ホームページから入手可能です。各学童クラブまたは市役所児童青少年課へ直接持参以外にインターネット・郵送での提出も受け付けております。

※入所保留の場合でも、各月の入所申請締切日ごとに再審査をして入所順位を決めますので、速やかに提出してください。

以下は主な変更内容別の必要書類の例です。※その他詳細は、市役所児童青少年課へご確認ください。

変更内容等	必要書類	入手方法	留意点	提出先・方法
転職した 新たに仕事を始めた	① 身上等異動届（両面記入）	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	保護者の就労が午後3時から午後5時までのいずれかの時間帯を含む日中4時間以上で、かつこの条件を満たす勤務日数が1ヶ月間に12日以上に満たなくなった場合は、入所要件がなくなりますので、入所前は学童クラブ入所申請取り下げ書、入所中であれば学童クラブ退所届を提出してください。	学童クラブ 児童青少年課 郵送 インターネット
	② 在職証明書			
職場が異動になった （勤務形態は変更がない）	① 身上等異動届（両面記入）	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	会社や勤務形態に変更が無い場合は在職証明書は必要ありません。	
仕事を辞めて 求職中となった	① 身上等異動届（両面記入）	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	求職中での入所期間は3か月です。入所後3か月以内に要件の変更が無い場合は、退所となります。 ※4年生以上は求職中の要件はありません。 ※第4期以降のみ申請可能。 ※退職日を記入してください。	
	② ハローワークカードの写し等 または求職要件申告書			
仕事を辞めて出産する	① 身上等異動届（両面記入）	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	出産での入所期間は出産月と前後2ヶ月の計5ヶ月です。その後要件の変更が無い場合は入所要件がなくなりますので、退所となります。	
	② 母子手帳等の写し （出産予定日が分かるページ）	各自で ご用意下さい		
仕事はやめずに 産前産後休暇を取得する	① 身上等異動届（両面記入）	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	出産休暇が終了する月の翌々月までに復職証明書を提出して下さい。提出出来ない場合は、退所となります。	
	② 復職証明書			
育児休暇を取得・延長する	入所前：学童クラブ入所申請取り下げ書 入所後：退所届	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	入所要件が無くなります。入所前は学童クラブ入所申請取り下げ書、入所中であれば学童クラブ退所届を提出してください。	
就学した	① 身上等異動届（両面記入）	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	授業時間等が午後3時から午後5時までのいずれかの時間帯を含む日中4時間以上で、かつこの条件を満たす就学の日数が1ヶ月間に12日以上に満たない場合は、入所要件がなくなりますので、入所前は学童クラブ入所申請取り下げ書、入所中であれば学童クラブ退所届を提出してください。 なお、在宅の通信教育等は該当しません。	
	② 在学証明等（任意の書式）	各自で ご用意下さい		
	③ 時間割等 （就学日数、時間がわかるもの）			
その他、当初申請理由から 変更が発生した場合	① 身上等異動届（両面記入）	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	要件毎に証明書類の添付が必要です。 証明書類については、P3～P4をご確認ください。	
	② その理由が証明できる任意の書類	各自で ご用意下さい		
転居した	① 身上等異動届	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	家庭状況書の記入は不要です。	
希望する学童クラブを 変更したい	① 学童クラブ変更届	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	【年度当初申請】 学童クラブの希望を変更する場合は、変更が発生した時点での再受付の扱いとなります。 【年度途中申請】 毎月10日までの提出で翌月1日からの変更受付となります。	
学童クラブの申請を 取下げる（入所前）	① 学童クラブ入所申請取り下げ書	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	入所予定月の前月末までに提出してください。	
学童クラブを退所したい	① 学童クラブ退所届	学童クラブ 児童青少年課 市公式HP	退所したい日が属する月の20日までに提出してください。	
口座の登録をしたい	① 多摩市学童クラブ費及び学童クラブ延長育成料預金口座振替依頼書	学童クラブ 児童青少年課	初めて入所するお子さんは、口座登録が必要です。兄弟姉妹でも、各お子さんごとに登録が必要になります。必要事項を記入の上、各金融機関へ直接お持ちください。	各金融機関 【郵送不可】

# 学童クラブ費・延長育成料について

## 【学童クラブ費】

学童クラブ費は、学童1人ごとに月額当月払いです。

料金は現在月額7,000円です。料金が改定となる場合には、別途ご通知等でお知らせします。

## 【延長育成料】

学童クラブ延長育成（モアサービス）は、時間延長に加えてさらに延長を希望するご家庭に午後6時から午後7時までご利用いただくものです。

対象は、就労時間や通勤時間等の事情により、午後6時以降も学童クラブでの育成を必要としていて、午後7時までにお迎えに来られる方です。

学童クラブ延長育成料は、学童1人ごとに月額または日額の翌月払いです。

料金は現在月額2,500円、日額500円です。料金が改定となる場合には、別途ご通知等でお知らせします。

### <月額利用と日額利用の比較表>

	月額利用	日額利用
利用料金	月 2,500円	日 500円
	<u>利用実績がなくても定額</u>	使った日数分だけ清算（上限なし） <u>※午後6時を過ぎた時点で 料金が発生します。</u>
減免	あり	なし
申込方法	【開始】利用開始月の前月20日までに申請 例) 7月から利用したい：6月20日までに申請 【辞退】利用を辞める月の月末日までに手続き 例) 7月いっぱいまで辞める：7月末日までに手続き	<u>利用の都度</u> に申請
支払方法	利用月の翌月末に納入	月でまとめて、利用月の翌月末に納入
利用例	恒常的にお迎えが午後6時を超える場合など	急な残業、通勤手段の遅延など

## 【支払方法】

口座振替による納付をお願いします。月末に登録された口座からの引き落としを行います。口座振替依頼書は入所決定通知に同封いたします。必要事項を記入の上、金融機関へ直接お持ちください。

※ 特別な事由により口座振替ができない場合は、納付書での納付も認めています。



# 減免について

## 【学童クラブ費・延長育成料の減額・免除】

次のいずれかに該当する方は、「学童クラブ費等減免申請書」を提出していただくと学童クラブ費と延長育成料（月額利用のみ）の減額・免除を受けることができます。

減免項目	必要要件	必要書類
生活保護 （全額免除）	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者。	学童クラブ費等減免申請書
住民税非課税 （全額免除）	児童と生計を一にしている者の全員の住民税が非課税である場合。 （同居し、生計を一にする親族等がいればその方も該当する場合）	
複数人入所 （5割減額）	生計を一にする世帯において児童が2人以上学童クラブに入所している場合。 ※上のお子さんから順に適用いたします	
就学援助 就学奨励 （5割減額）	A～Cのいずれかに該当する場合。 A 多摩市教育委員会へ就学援助の申請を行い、 準要保護に認定された場合。 B 多摩市教育委員会へ就学奨励の申請を行い、 減免適用の区分で認定された場合。 C 東京都教育委員会へ就学奨励の申請を行い、 支弁区分第1段階に認定された場合。	①学童クラブ費等減免申請書 ②当該年度の認定通知書の写し ※認定の結果通知は、例年8月以降に各教育委員会から発送されます

## 【注意事項】

- 申請は毎年度必要です、減免事由があっても減免申請書が提出されませんと減免されません。
- 減免申請書は年度内（令和7年3月31日まで）に提出してください
- 延長育成料については月額利用のみが減免の対象となります。なお、複数人入所の項目で減免を行う場合、月額で利用している児童が2人以上いないと減免の対象となりません。（例：上の子が日額利用、下の子が月額利用の場合は減免の対象外です。）

# 退所について

学童クラブを退所する場合は、**退所したい日が属する月の20日**（日曜祝日に当たる場合は翌開庁日）までに退所届の提出が必要です（例：7月いっぱいまで退所したい場合、7月20日までに提出）。退所届は在籍学童クラブから貰うか、多摩市ホームページからダウンロードして下さい。また、インターネット・郵送でも手続き可能です。

なお、学童クラブ費は1日も通所しなかった場合でも学童クラブに籍が残されていれば、当月分を納めていただきます。

# 入所後の取消について

次の場合は、退所していただくことがあります。

- ・ 入所資格がなくなったとき
- ・ 恒常的に月の半数以上の出席ができないとき
- ・ 学童クラブ費または学童クラブ延長育成料を3ヶ月以上滞納したとき
- ・ 保護者が虚偽の入所申請をしたとき
- ・ 塾・習い事等へ大半通うなど学童クラブの必要性がないと市長が認めたとき
- ・ 疾病やその他の事由により集団生活に適さないと市長が認めたとき
- ・ 学童クラブの管理上支障があると市長が認めたとき

# その他のお知らせ

※多摩市では、市内の保育園・幼稚園を運営している社会福祉法人に学童クラブの運営業務委託を行っています。

※ 学童クラブでは児童によりよい育成指導や環境を提供するため、専門の関係機関等と積極的に情報交換を行っています。

※ 東落合小学童クラブについては、適正な在籍数確保等のため、優先性を有する地域を指定させていただきます。

# Q&A

## 【申請について】

**Q1** 学童クラブの申請は、小学校の通学区域内の施設しか申請できないのですか？

**A1** 学童クラブは、小学校の学区外の施設でも申請することができます。地域によっては待機児童が発生している現状もありますので、第二希望・第三希望を含めてご検討ください。ただし、学童クラブはお子さんが自力で通うこととなります（職員の送迎はありません）ので、お子さんの状況に応じて判断してください。

**Q2** 現在学童クラブに上の子が在籍しています。来年度は下の子も小学生になるのできょうだいで申請する予定ですが、きょうだい関係での優先はありますか？上の子は今在籍できているので来年度も在籍できますか？

**A2** 学童クラブは保育所等と異なり、兄弟姉妹関係での優先はありません。また、在籍児の優先もありません。学年が上がるごとに基本点が下がっていきますので、第一希望の学童クラブに入所できる可能性は低くなります。第三希望まで含めて検討してください。

**Q3** 希望施設をたくさん書いたり、逆に1施設しか書かなかった場合に、優先されたり不利になったりしますか？また、申込の際に「嘆願書」などを提出すれば、入所選考の際に考慮してもらえますか？

**A3** 多摩市の入所審査では、学童クラブの希望の数によって優先されたり、不利になったりすることはありません。また、嘆願書等を考慮することはありません。また、保育所等と異なり、希望順位の低い施設への決定を辞退したことによる減点等もありません。

**Q4** 学童クラブの希望順位は、審査に関係あるのですか？

**A4** 学童クラブの希望順位は、審査において重要な関係があります。  
学童クラブの入所審査は、①申請期間内に申請された方を第一希望ごとに順位づけをして、②第一希望の方について全施設審査をします。③第一希望の方を全員受け入れてもなお定員に空きのある施設については、第二希望の審査及び受け入れを行います。④第二希望の方を全員受け入れてもなお定員に空きのある施設については、第三希望の審査及び受け入れを行います。

**Q5** 現在就学相談を受けていて、まだ通学予定の小学校が確定していません。学童クラブの希望はどのように出せばいいですか？

**A5** 教育委員会の指定する期限までに就学相談の手続きをしていて、小学校が確定していないお子さんについては、個別に対応しています。受付時に必ず担当者に申し出てください。インターネット・郵送での申請も受付しているところですが、なるべく窓口で申請いただきますようご協力をお願いします。

**Q6** 同居者の範囲はどこまでですか？住民票上世帯が別の場合は、別居ですか？

**A6** 入所審査に関しては、住民票上の取扱いに関わらず、同じ住所に実態として住んでいれば同居とみなします。20歳以上65歳以下の同居者に関しては審査の対象になりますので、入所要件に該当する書類の提出がないと、指数が減点となります。ただし、二世帯住宅で玄関や共有スペースの分離をしており、居宅内で行き来ができない場合は別居とみなしますので、申請時に担当者に申し出てください。なお、学童クラブ費の免除申請にかかる同居者の取扱いについては、別途児童青少年課までお問い合わせください。

**Q7** 現在、学童クラブ費に未納がありますが申請はできますか？

**A7** 学童クラブ費等に未納のある場合は申請を受け付けません。また、申請受付後に未納が判明した場合は入所の決定を致しません。未納がある方は早急に児童青少年課までご相談ください。

### 【就労の最低要件について】

**Q8** 就労の最低要件にある「勤務時間が午後3時から午後5時のいずれかの時間帯を含むこと」とは午後3時まででもよいのでしょうか？

**A8** 「勤務時間が午後3時から午後5時のいずれかの時間帯を含む」とはこの時間帯のうち、いずれかの時間を含むことという意味です。そのため、午後3時まででも勤務の時間帯での最低要件は満たします。なお、上記要件以外に勤務時間が日中4時間以上を満たす日が月12日以上あることも就労の最低要件になっておりますのでご注意ください。

## 【新たに就業を始める方について】

Q9 令和5年11月の時点では仕事をしていませんが、令和6年4月から仕事を開始する予定です。年度当初の申請はできますか？

A9 年度当初申請（令和6年4月入所分）で入所申請ができる方は、令和6年4月からの就労が決まっている方です。就労予定の事業所から在職（内定）証明書が発行できる場合は申請できますが、口頭等で就労内定していても事業所が書面で証明できない場合は申請できません。4月からのお仕事が決まっておらず、「求職」の要件で申請される場合は、申請時期が第四期からとなります。

## 【転居について】

Q10 他市から多摩市へ転入予定です。引越し後でないと学童クラブの申請はできませんか？

A10 入所予定月までに多摩市に転入予定で、既に多摩市での住所が決まっている場合は多摩市民と同様に申請をすることができます。

Q11 第一期に入所申請をしましたが、令和6年2月末に引っ越すことが決まり、小学校も転校することになりました。学童クラブの希望変更をしたいのですが取扱いはどのようにになりますか？

A11 希望変更については、変更を行った時点で再申請という扱いになります。  
例えば、第四期の申請期間内（令和6年2月6日～令和6年3月5日）に希望変更の手続きを行った場合、第一期の申請は無効となり、第四期で改めて申請を行った取扱いとなります。  
第四期で改めての審査を行いますので、第四期の時点で希望の学童クラブに空きがない場合、入所することはできません。希望変更が必要ながわかった時点でなるべく早く申請してください。  
また、あらかじめ転居することがわかっている場合は、令和6年4月に居住している住所等の状況で申請し、担当者にその旨をお伝えください。

Q12 令和5年11月現在、多摩市外に住んでいて、令和6年9月に転入予定です。新1年生になる子どもがいて、学校は令和6年4月から多摩市内の小学校に入学します。この場合、申請はできますか？

A12 多摩市教育委員会から区域外通学の許可申請をしていて、許可される見込みであれば申請できます。別途提出していただく書類がありますので、申請時にご相談ください。

**Q13** 会社から在職証明が発行されるまで1ヶ月かかる見込みだと言われました。学童クラブの入所申請に在職証明が間に合わないのですがどうしたらいいですか？

**A13** 在職証明書等の各種証明書の発行が受付日に間に合わない場合でも、まずは申請期間中に申請書類をお持ちください。勤務時間・勤務日数等の要件を申請書の家庭状況書で確認し仮受付します。ただし、受付締切日から起算して14日以内に在職証明書が児童青少年課に提出できない場合は各指数の最低ランクとし審査するので、必ず締切日から14日以内にご提出ください。  
(例) 確認できない場合：居宅外労働で申請の場合等は-4、疾病等で申請の場合は-5

**Q14** 会社に「保育園と学童クラブの2枚の在職証明は出せない」と言われてしまいました。どうしたらいいですか？

**A14** 本来であれば、保育所等と学童クラブの入所審査は審査基準も異なることから、それぞれ提出いただくのが原則ですが、都合により2枚以上の取得が難しい場合は、多摩市保育所等の就労証明書（多摩市様式）のコピーで代用することを認めています。この場合、証明書の原本は必ず多摩市子育て支援課に提出いただき、コピーを学童クラブの入所申請書に添付して提出してください。（学童クラブの様式は、保育所等の申請では使えません）なお、保育所等の在職証明書では不足の点がありますので、状況によって追加の資料提出をお願いすることや、事業所に確認を取らせていただく可能性がありますのでご承知おきください。  
また、疾病等要件や看護・介護要件で申請される際の診断書についても同じ取扱いです。子育て支援課に既に提出済みの在職証明書や診断書を、児童青少年課でコピーをとることはできませんので、必ず申請者の方がコピーをご用意ください。

**Q15** 夫が単身赴任なのですが、在職証明には会社にどのように記入してもらえばいいですか。

**A15** 多摩市学童クラブ申請用在職（内定）証明書・内職等就労申立書を提出される場合は、勤務先に「単身赴任」の項目に記入して頂いてください。多摩市保育所等の就労証明書（多摩市様式）のコピーで代用する場合は、勤務先に単身赴任であることを証明する書類を別途作成して頂いて、ご提出ください。

**Q16** 今は幼稚園に入っていて午前中までの仕事ですが、令和6年4月からは同じ会社で勤務時間を延ばして働く予定です。在職証明はどのように書いてもらえばいいですか？

**A16** 入所予定月までに勤務時間や勤務日数が増減する予定のある方は、在職証明書の上段には現状の勤務日数・勤務時間を記入し、備考欄に変更後の勤務日数・勤務時間を記入していただき、申請時に担当者に申し出てください。記載があった場合は、変更後の日数・時間で指数をつけます。

## 【出産・育児休業について】

**Q17** 育児休業を取得中で、会社の規定上令和6年5月31日まで取得できることになっています。下の子の保育園を申請し、令和6年4月入所ができれば切り上げて職場に復帰する予定です。学童クラブは令和6年4月入所の申請はできますか？

**A17** 学童クラブは、①育児休業法に基づく育児休業を取得中で、②令和6年5月1日までに復職（切り上げて復職予定の方も含む）の両方を満たす方は、令和6年4月分の入所申請をすることができます。申請時点で保育所等の入所が決まっていなくても、申請できます。ただし、学童クラブは育児休業中の方は入所要件に該当しないため、育児休業から復帰する予定で申請し、期日までに復職できない場合は申請を取り下げさせていただきます。

**Q18** 現在育児休業中で、令和6年8月2日復帰予定です。会社の規定上、育児休業の切り上げはできませんが、いつの入所分から申込みできますか？

**A18** 令和6年8月1日入所分から申請可能です。育児休業期間中の場合、入所月の翌月1日までに職場復帰していただくことが申請の条件となります。ご質問の場合、前々月11日から前月10日の期間中に申請してください。ただし、定員に空きがない場合は入所はできません。

**Q19** 学童クラブ在籍中の、出産の考え方と手続を教えてください。

**A19** **【産前産後休暇を取得し、育児休暇は取得せず職場復帰する場合】**  
産前産後休暇の期間中は、就労要件として扱います。育児休業を取得せずにそのまま職場復帰する場合は、その後も継続して入所することができますので、産前産後休暇に入ることがわかった段階で、「身上等異動届」を提出し、出産予定日と会社を辞めないことをお知らせください。出産休暇が終了する月の翌々月までに「復職証明書」の提出が必要です。

**【産前産後を取得し、育児休暇も取得する場合】**

産前産後休暇の期間中は、就労要件として扱います。育児休暇は入所要件に該当しないため、産前産後休暇終了日の属する月の末日で退所となります。退所となる月の20日までに「退所届」を提出してください。

**【仕事を辞めて出産する場合】**

「就労要件」から「出産要件」への変更が必要となります。出産要件の場合、出産予定月とその前後2ヶ月間は在籍することができます。会社を辞めることがわかった段階で、「身上等異動届」と「母子手帳の出産予定日がわかるページのコピー」を合わせて提出してください。出産後に就労を開始しない場合は、出産月の2か月後で退所となります。退所となる月の20日までに「退所届」を提出してください。

## 【複数施設の学童クラブについて】

**Q20** 大松台小学童クラブと第一小学童クラブはそれぞれ学童クラブの中で希望をとっていますが、各施設の違いを教えてください。

**A20**

【大松台小第一・第二学童クラブについて】  
第一は、2階建ての施設で例年3年生以上の申請が多い傾向にあります。  
一方、第二は、平屋の施設で例年1・2年生の申請が多い傾向にあります。  
【第一小学童クラブ第一・第二・第三について】  
第一・第二は、多摩第一小学校内の施設で、例年1・2年生の申請が多い傾向にあります。  
第三は、多摩中学校内の施設で、例年3年生以上の申請が多い傾向にあります。

**Q21** 東寺方小学童クラブ・第一小学童クラブ（第一・第二）・第二小学童クラブ・北諏訪小学童クラブ・西落合小学童クラブ・南鶴牧小学童クラブは、学童クラブ内に施設が複数ありますが、各々の施設に希望はできますか。

**A21**

ご質問頂いた学童クラブは、複数施設を一体的に運営しているため各施設ではなく、学童クラブとして希望を受付けています。

## 【待機しているときの申請状況について】

**Q22** 決定通知が届きました。第一希望ではない施設に決定されたのですが、第一希望の学童クラブには令和6年度は絶対に入れないのですか？

**A22**

学童クラブの申請状況は、令和6年度中（令和7年3月入所分）まで有効ですので、第二希望以降の施設に入所しながら（もしくは待機しながら）第一希望の施設を待っている状況という取扱いです。現段階では決定した学童クラブにしか入所はできませんが、申請締切日ごとに再審査を行っていますので、退所や取下げ等により定員に空きが出て、ご質問者様の順番になりましたら、順次お声をさせていただきます。

また、他施設に入所して第一希望の施設を待つ場合も、自宅待機をしながら第一希望の施設を待つ場合も、通年入所に関して有利・不利はありません。

**Q23** 年度当初申請は、申請時期が早いほど優先されますか？

**A23**

令和6年3月31日までは、基本的に早い期間に申請をした方が優先になります。（例えば、第四期よりも第三期に申請した方が優先。）ただし、同申請期間内であれば、いつ提出していただいても優先順位は変わりません。（例えば、第一期の初日と最終日に提出した申請は同等に扱います。）



**Q24** 年度当初申請で保留になりましたが、5月以降の入所審査はどうなりますか？

**A24**

令和6年5月分の入所審査から、申請時期に関わらず純粋な点数順に並び替えます。その後は、毎月10日の申請締切日ごとに申請者全員を再審査し、並び替えます。

### 【入所申請後の申請内容の変更・取り下げ・退所について】

**Q25** 申請した内容に変更があります。どのような手続きをとればいいですか？

**A25**

「身上等異動届」に必要な書類を添付してすみやかに届け出てください。書類は、各学童クラブ、市役所児童青少年課または多摩市ホームページにて入手できます。届出の方法は、各学童クラブまたは市役所児童青少年課へのご提出の外、インターネット・郵送での提出も受け付けております。詳しくはP.12をご参照ください。

**Q26** 学童の希望を変更したいのですが、どのような手続きをとればいいですか？

**A26**

「学童クラブ変更願」にて届け出てください。書類は、各学童クラブ、市役所児童青少年課または多摩市ホームページにて入手できます。届出の方法は、各学童クラブまたは市役所児童青少年課へのご提出のほか、インターネット・郵送での提出も受け付けております。詳しくはP.9をご参照ください。

なお、年度当初申請であれば各申請期間の締切日、年度途中であれば毎月10日の申請締切日が提出期限となりますので、ご注意ください。

**Q27** 申請を取り下げたいのですが、どのような手続きをとればいいですか？

**A27**

「学童クラブ入所申請取下げ書」を入所予定月の前月末までに提出してください。書類は、各学童クラブ、市役所児童青少年課または多摩市公式ホームページにて入手できます。届出の方法は、各学童クラブまたは市役所児童青少年課への提出の外、インターネット・郵送での提出も受け付けております。詳しくはP.9をご参照ください。

### 【優先地域について】

**Q28** 東落合小学童クラブの優先地域とはどの地域ですか。

**A28**

落合1丁目の地域です。

# 令和6年度入所選考基準表①

基本指数から調整指数（保護者のうち要件の低い方）を加減した数値を入所基準とし審査します。

※4年生以上の場合は求職中の要件はありません。

基準日：令和6年度入所希望日（予定日）

基本指数	学 年	1年生	20
		2年生	18
		3年生	16
		4年生	12
		5年生 ※	10
		6年生 ※	8

（※5、6年生は特別支援学校又は特別支援学級に通学している児童、その他の5、6年生は8月一時入所のみ申請可能）

調整指数	家庭の状況	ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・両親不在・離婚調停中の場合で、書面により証明できる場合）		+5	
		両親のいずれかが基準日現在単身赴任中であり、在職証明にて証明できる場合		+3	
	同居人の有無	20歳以上65歳以下		0、-2	
		東落合小学童クラブを申請し、優先区域内に居住している場合		+1	
	在職証明書による勤務状況及び勤務日数	居宅外労働 （自宅又は同一建物ではない場所に事務所等を設置している場合又は施工等現場作業が主な自営を含む）	月20日以上	勤務と休憩の合計が日中8時間以上	0
			月16日以上20日未満	勤務と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満	-1
				勤務と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満	-2
				勤務と休憩の合計が日中8時間以上	-1
			月12日以上16日未満	勤務と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満	-2
				勤務と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満	-3
		勤務と休憩の合計が日中8時間以上		-2	
		居宅内労働	月20日以上	勤務と休憩の合計が日中8時間以上	-2
			月16日以上20日未満	勤務と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満	-3
				勤務と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満	-4
				勤務と休憩の合計が日中8時間以上	-3
			月12日以上16日未満	勤務と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満	-4
	勤務と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満			-5	
	勤務と休憩の合計が日中8時間以上	-4			
	保護者のいずれかが市内認可保育所等・市内認証保育所または市内学童クラブに保育士等又は放課後児童支援員として、月20日以上、1日6時間以上就労（就労内定）していること（※1・※2）			+1	
	保護者が就労の要件で申請し、介護・看護・疾病・心身障害のいずれかの要件が重複する場合（2点を上限とする）			0~+2	
	保護者の状況	就学 （通学がある場合のみ） ※通信教育等は要件なし	月20日以上	就学と休憩の合計が日中8時間以上	-2
			月16日以上20日未満	就学と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満	-3
				就学と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満	-4
				就学と休憩の合計が日中8時間以上	-3
月12日以上16日未満			就学と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満	-4	
			就学と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満	-5	
		就学と休憩の合計が日中8時間以上	-4		
求職中		求職のため日中外出を常態としている場合（3ヶ月のみ）	-14		
出産		出産月とその前後2ヶ月	-5		
疾病等（就労と重複しない場合）		疾病	入院（入院期間中）	0	
			居宅内疾病	常時病臥 精神的疾患・感染症・難病 一般療養	0 -2 -5
		心身障害	1・2級、度程度	0	
	3・4級、度程度		-2		
看護・介護 （就労と重複しない場合） ※月12日以上	居宅外	被看護・介護者が心身障害1・2級、度程度、常時病臥、または要介護度4・5認定者程度	0		
		被看護・介護者が心身障害3・4級、度程度、難病または要介護度2・3認定者程度	-2		
		被看護・介護者が、上記以外の疾病で看護・介護を必要とする場合	-4		
	居宅内	被看護・介護者が心身障害1・2級、度程度、または要介護度4・5認定者程度	-2		
		被看護・介護者が心身障害3・4級、度程度、または要介護度2・3認定者程度	-4		
		被看護・介護者が、上記以外の疾病で看護・介護を必要とする場合	-6		
災害		火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、監護に当たれない場合	0		
その他		前各号に掲げるもの他明らかに監護にかけると認められた場合等	-16~+12		

# 令和6年度入所選考基準表②

調整 指数	児童の 状況	申請児童が、 特別支援学級、学校 に通学している場合	特別支援学級 特別支援学校	1～3年生	+5
				4年生	+8
				5年生	+9
				6年生	+10
	申請児童が、 身体障害者手帳等を 持っている場合	身体障害者手帳 愛の手帳	1種	+3	
			2種	+1	
		精神障害者 保健福祉手帳	1・2級	+3	
			3級	+1	

●入所申請に虚偽があった場合は多摩市学童クラブ条例施行規則の規定に基づき入所承認を取消します。

## 入所選考基準（特記事項及び入所基準の指数が同点で並んだ場合）

### 特記事項

※計算方法：基本指数 + 調整指数【保護者の状況（父母のうちどちらか要件の低い方の要件を適用）+保護者の状況以外の項目】

※「その他」の要件にあたる場合は、その理由を明記し、指数を適用します。同様のケースがあった場合は、以前の指数を準用します。

※入所保留者が出た場合、申請締切日ごとに入所保留者全員を再審査し、入所優先順位を決めます。

※1 「認可保育所等」とは、認可保育所・家庭的保育施設・小規模保育所・事業内保育所・認定子ども園（1号認定を除く）・企業主導型保育所をさす。

※2 「保育士等」とは、保育に携わる保育士等（保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師、助産師）をさす。上記有資格者のほか、子育て支援員研修を修了したものを含む。

※20歳以上65歳以下の同居人が入所要件を満たす場合（就労、学生、疾病等）は、同居人欄の指数は0とします。要件のない場合は、-2とします。

※就職内定等の場合は、勤務時間・勤務日数等必要事項が在職証明書等で確認できる場合はそれを準用します。確認できない場合は、指数の最低ランクとし審査します。（例）確認出来ない場合：居宅外労働は-4、就学は-6

※在職証明書等の各種証明書の発行が受付期日に間に合わない場合は、勤務時間・勤務日数等の要件を申請書の家庭状況書で確認し仮受付します。但し受付締切り期日から起算して14日以内に在職証明書が児童青少年課に提出できない場合は各指数の最低ランクとし審査します。（例）提出できない場合：居宅外労働は-4、疾病等は-5

※夜勤・不規則時間勤務の方については、日中勤務とみなして審査します。

※育児休業は入所予定月の翌月1日までに復帰が決まっている場合のみ申請が可能です。復帰後の勤務時間・勤務日数により審査します。復帰後に復職証明書を提出してください。

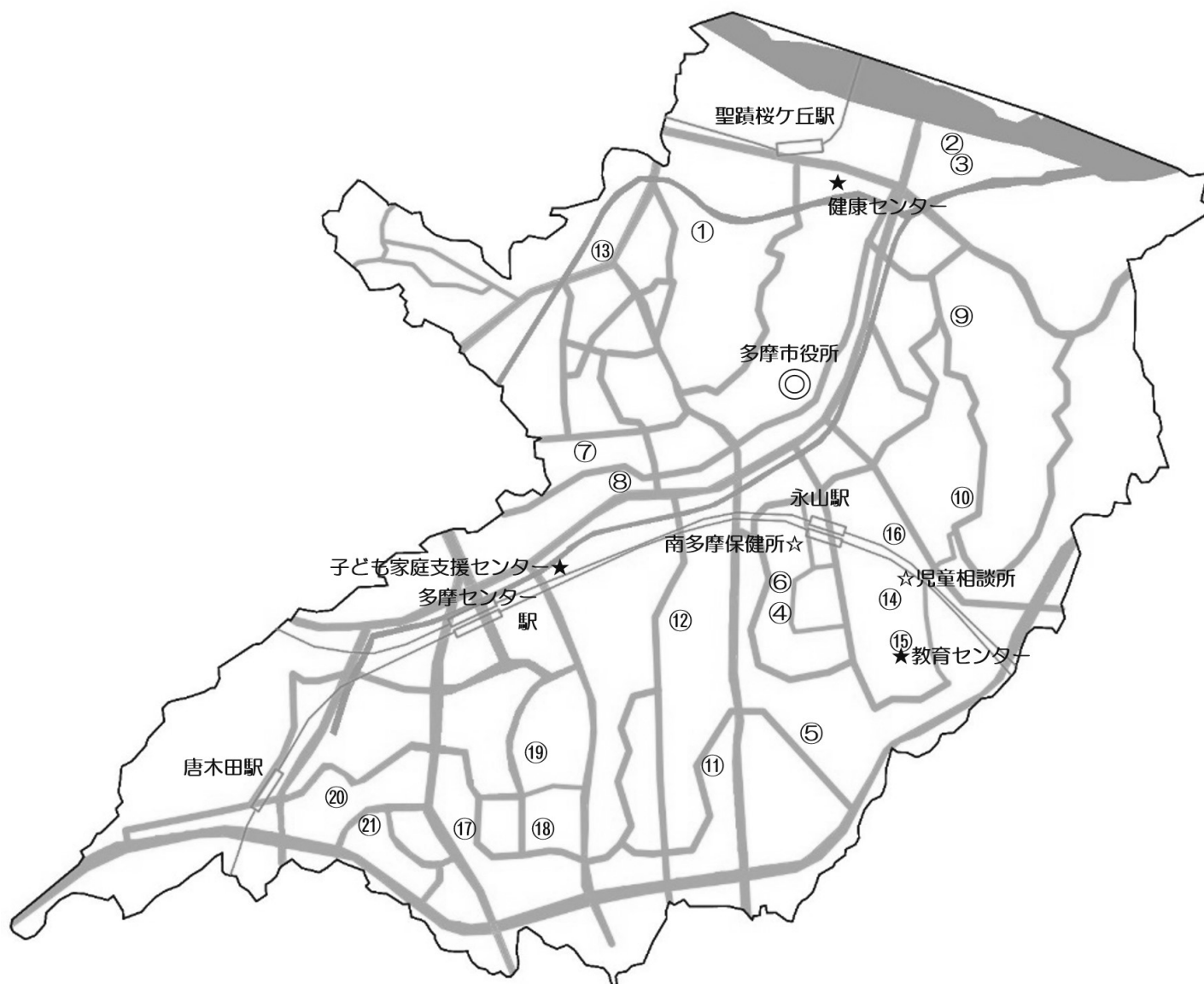
※就労・就学において複数ヵ所で働いていたり二つ以上の要件を合算し審査する場合等は、指数の低い要件で審査します。（例）7時間の居宅外労働が10日で4時間の居宅内労働が4日の場合などは、居宅内勤務要件を適用し、-6とします。

※「保護者が就労の要件で申請し、介護・看護・疾病・心身障害のいずれかの要件が重複する場合（2点を上限とする）」については、就労の要件が-6～-2点の場合に2点加算し、-1点の場合に1点加算します。就労の要件が0点の場合は加算しません。

※入所基準の指数が同点で並んだ場合については、以下の順位で入所の決定をします。

順位	就 労 等 の 状 況
1	ひとり親家庭（母子・父子・両親不在）
2	両親のいずれかが単身赴任・入院により不在
3	児童の監護ができる同居者がいない場合
4	児童が特別支援学校及び特別支援学級に通学又は身体障害者手帳等を所持している場合
5	低学年順
6	東落合小学童クラブを申請し、優先区域内に居住している場合
7	保護者の帰宅時間の遅い順
8	午後1時以降の就労時間の長い順
9	1ヶ月の就労日数の多い順
10	1ヶ月の総労働時間の多い順

# 学童クラブ配置図



①	東寺方小学童クラブ第一・第二・第三	⑪	貝取小学童クラブ
②	第一小学童クラブ第一・第二	⑫	貝取学童クラブ
③	第一小学童クラブ第三	⑬	第二小学童クラブ第一・第二
④	永山学童クラブ	⑭	諏訪学童クラブ
⑤	永山第二学童クラブ	⑮	諏訪南学童クラブ
⑥	永山小学童クラブ	⑯	北諏訪小学童クラブ第一・第二
⑦	愛和小学童クラブ	⑰	西落合小学童クラブ第一・第二・第三
⑧	愛宕南学童クラブ	⑱	落合第二学童クラブ
⑨	連光寺小学童クラブ	⑲	東落合小学童クラブ
⑩	聖ヶ丘学童クラブ	⑳	大松台小第一学童クラブ・大松台小第二学童クラブ
		㉑	南鶴牧小学童クラブ第一・第二

# 学童クラブ一覧

No	学童クラブ名	住所	電話番号	運営法人	主な在籍校	特記事項
①	東寺方小学童クラブ第一	東寺方100 東寺方小学校内	372-7979	ハオハブ保育の会	東寺方小	3施設一体運営 第一・第二・第三は 選べません
	東寺方小学童クラブ第二		338-5338			
	東寺方小学童クラブ第三					
②	第一小学童クラブ第一	関戸3-2-23 多摩第一小学校内	375-7200	ハオハブ保育の会	多摩第一小	3施設一体運営 第一・第二は選べません
	第一小学童クラブ第二					
③	第一小学童クラブ第三	関戸3-19-1 多摩中学校内	339-0344	ハオハブ保育の会	多摩第一小	
④	永山学童クラブ	永山3-6	372-7980	多摩福祉会	永山小	児童館併設
⑤	永山第二学童クラブ	永山5-18	371-4921	至愛協会	瓜生小	
⑥	永山小学童クラブ	永山2-8-1 永山小学校内	376-7273	多摩福祉会	永山小	
⑦	愛和小学童クラブ	愛宕1-54 愛和小学校内	372-7981	こばと会	愛和小	
⑧	愛宕南学童クラブ	愛宕3-5	372-1667	こばと会	多摩第三小	
⑨	連光寺小学童クラブ	連光寺3-64-1 連光寺小学校内	372-7982	緑野会	連光寺小	
⑩	聖ヶ丘学童クラブ	聖ヶ丘2-21-1 ひじり館内	371-8981	緑野会	聖ヶ丘小	
⑪	貝取小学童クラブ	貝取3-9 貝取小学校内	372-7983	多摩福祉会	貝取小	
⑫	貝取学童クラブ	貝取1-44-1	374-2551	多摩福祉会	豊ヶ丘小	
⑬	第二小学童クラブ第一	和田75 多摩第二小学校内	375-9955	大和会	多摩第二小	2施設一体運営 第一・第二は選べません
	第二小学童クラブ第二				東寺方小	
⑭	諏訪学童クラブ	諏訪2-8	372-7985	至愛協会	諏訪小	児童館併設
⑮	諏訪南学童クラブ	諏訪5-1 諏訪複合教育施設内	375-3301	こばと会	諏訪小	
⑯	北諏訪小学童クラブ第一	諏訪1-60-1 北諏訪小学区内	371-7511	至愛協会	北諏訪小	2施設一体運営 第一・第二は選べません
	北諏訪小学童クラブ第二		401-9440			
⑰	西落合小学童クラブ第一	落合5-6 西落合小学校内	371-5920	こばと会	西落合小	3施設一体運営 第一・第二・第三は 選べません
	西落合小学童クラブ第二					
	西落合小学童クラブ第三					
⑱	落合第二学童クラブ	落合4-13	371-8060	こばと会	東落合小・西落合小	
⑲	東落合小学童クラブ	落合3-24 東落合小学校内	372-3444	こばと会	東落合小	
⑳	大松台小第一学童クラブ	鶴牧6-4 大松台小学校内	371-1151	純心会	大松台小	2施設一体運営
	大松台小第二学童クラブ		371-8511			
㉑	南鶴牧小学童クラブ第一	鶴牧5-43 南鶴牧小学校内	372-5733	純心会	南鶴牧小	2施設一体運営 第一・第二は選べません
	南鶴牧小学童クラブ第二		374-0223			

# 希望学童クラブの選択について

希望する学童クラブによっては定員を超える場合がございます。第二希望以降の選択もご検討ください。第二希望以降の申請により不利になることはありません。

希望学童クラブ	※令和5年4月1日時点の定員の空き状況	※第二希望以降で選択の多い学童クラブ
東寺方小学童クラブ	空きなし	第一小学童クラブ 第二小学童クラブ
第一小学童クラブ	6枠以上の空きあり	東寺方小学童クラブ
永山学童クラブ	6枠以上の空きあり	永山小学童クラブ
永山第二学童クラブ	6枠以上の空きあり	永山学童クラブ 貝取小学童クラブ
永山小学童クラブ	空きなし	永山学童クラブ
愛和小学童クラブ	空きなし	愛宕南学童クラブ
愛宕南学童クラブ	空きなし	愛和小学童クラブ
連光寺小学童クラブ	空きなし	第一小学童クラブ 聖ヶ丘学童クラブ
聖ヶ丘学童クラブ	空きなし	連光寺小学童クラブ 諏訪南学童クラブ
貝取小学童クラブ	空きなし	貝取学童クラブ
貝取学童クラブ	6枠以上の空きあり	貝取小学童クラブ
第二小学童クラブ	6枠以上の空きあり	東寺方小学童クラブ
諏訪学童クラブ	空きなし	諏訪南学童クラブ
諏訪南学童クラブ	6枠以上の空きあり	諏訪学童クラブ
北諏訪小学童クラブ	空きなし	諏訪学童クラブ
西落合小学童クラブ	空きなし	落合第二学童クラブ
落合第二学童クラブ	6枠以上の空きあり	東落合小学童クラブ
東落合小学童クラブ	空きなし	落合第二学童クラブ
大松台小学童クラブ	空きなし	南鶴牧小学童クラブ 西落合小学童クラブ
南鶴牧小学童クラブ	空きなし	大松台小学童クラブ 西落合小学童クラブ

※あくまでも参考であり、申請状況は毎年変わります。

※学童クラブの最新の空き状況については、多摩市ホームページにて公開しております。

# 必要書類チェック表

申請の前に、必要書類が全て揃っているかご確認ください。

申請書類	申請の要件・状況	必要書類	チェック欄
必須書類	全員共通	学童クラブ入所申請書・家庭状況書【両面】	
		学童健康調査表	
各要件の証明書類 【P.3、4を参照】	就労	在職（内定）証明書（多摩市学童様式） ※複数の仕事がある場合はすべて提出	
		直近二か月のシフト表（様式自由） ※日によって就労時間や時間帯が変わる方のみ	
	就労 （個人事業主）	上記2点＋直近の確定申告書の写し （事業所得が記載されており、税務署に申告しているもの） ※困難な場合は、個人事業主であることが客観的に確認できる書類（開業届・営業許可証など）	
	就学	入学許可書や学生証のコピー等	
		時間割等（就学日数・時間の分かる書類）	
	疾病	診断書（多摩市様式）または自立支援医療受給者証のコピー	
	障害	各種手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー等）	
	出産	母子手帳の分娩予定日が分かるページのコピー等	
	看護・介護	看護・介護要件申告書（多摩市様式）	
		診断書（多摩市様式）または要介護認定証、身体障害者手帳のコピー	
求職	求職要件申告書（多摩市様式）またはハローワークカードのコピー		
該当する方のみ 【P.4を参照】	郵送で申請する	郵送申請確認表	
	過去に学童に在籍していた	前（過）年度在籍者用チェック票	
	20歳以上65歳以下の同居者がいる	同居者の要件に該当する書類	
	ひとり親家庭	ひとり親を証明する書類	
	児童が愛の手帳等を持っている	各種手帳のコピー	
	児童が特別支援学校・学級に在籍（予定）	特別支援学級：「在籍（予定）学級の照会について」 特別支援学校：学校が証明する通学証明書	

# 申請書の書き方・コード一覧

## ●学童クラブコード

01 東寺方小	02 永山	03 永山第二	04 愛和小
05 愛宕南	06 連光寺小	07 聖ヶ丘	09 貝取
12 諏訪	13 諏訪南	14 西落合小	15 落合第二
16 大松台小第一※	17 第一小第一第二※	18 第二小	19 永山小
20 南鶴牧小	21 北諏訪小	22 大松台小第二※	23 第一小第三※
26 東落合小	27 貝取小		

※大松台小学童クラブと第一小学童クラブについては、学童内で建物が分かれています。申請書にはそれぞれより強く入所を希望する一方の施設のみ記入してください。  
 ※**第一小学童**：多摩第一小学校内が「第一第二」、多摩中学校内が「第三」です。第一第二は「1.2年生」が、第三は「3年生以上」が多い傾向にあります。  
 ※**大松台小学童**：2階建てが「第一」、平屋が「第二」です。第一は「3年生以上」が、第二は「1.2年生」が多い傾向にあります。

### 【例】第一小学童クラブへの入所を希望する場合

より強く入所を希望する方の施設を記入し、第二希望以降にはもう一方の施設は記入しないでください。

両施設を書いても有利にはなりません。

審査については「第一小学童クラブ第一第二」と「第一小学童クラブ第三」の申請者の方をまとめて審査し、希望状況をもとに各建物に割り振っていきます。**そのため、「第一小学童クラブ第一第二」で申請した場合でも、定員の状況によっては「第一小学童クラブ第三」で入所決定が行われる場合があります。**

※大松台小学童クラブについても同様です。

	希望学童クラブ	※ 学童クラブコード
第1希望	第一小 第一・第二 学童クラブ	1 7
第2希望	東寺方小 学童クラブ	0 1

	希望学童クラブ	※ 学童クラブコード
第1希望	第一小 第一・第二 学童クラブ	1 7
第2希望	第一小 第三 学童クラブ	2 3
第3希望	東寺方小 学童クラブ	0 1

## ●町名コード

01 和田	02 一ノ宮	03 東寺方	04 百草
11 関戸	12 貝取	13 桜ヶ丘	14 乞田
15 落川	21 連光寺	22 聖ヶ丘	23 馬引沢
24 諏訪	25 永山	31 豊ヶ丘	32 南野
33 落合	34 鶴牧	35 唐木田	36 中沢
41 愛宕	42 山王下	99 その他	



●学校コード

01 多摩第一小	02 多摩第二小	03 多摩第三小	05 瓜生小
06 愛和小	07 諏訪小	08 連光寺小	09 永山小
10 北諏訪小	11 東寺方小	14 東落合小	16 貝取小
19 豊ヶ丘小	20 南鶴牧小	22 聖ヶ丘小	23 西落合小
24 大松台小	25 その他		

●記入にあたって

1. 申請書に記載の際は、記入もれや間違いがないよう十分ご注意ください。
2. ペン等で記入し、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。
3. 過去に学童クラブに在籍したことがある方は前（過）年度在籍者チェック表を添付してください。
4. 通年入所か8月一時入所かについて、希望する方に○をしてください。
5. 第1号様式「学童クラブ入所申請書欄のコード」については、入所希望学童クラブ、町名、学校コードを**表から選んで番号を記入**してください。
6. 入所希望学童クラブは、出来るだけ第三希望までご記入ください。  
 第1希望の学童クラブにただちに入所できない場合は、第2・第3希望の学童クラブの入所審査をします。第2・第3希望に入所決定された場合は、通所しながら第1希望を待つこととなります。第2・第3希望の記入がない場合、どこにも通わずに自宅で待つこととなります。記入が無い方への再確認はいたしません。
7. 東寺方小学童クラブ・第一小学童クラブ・第二小学童クラブ・北諏訪小学童クラブ・西落合小学童クラブ・大松台小学童クラブ・南鶴牧小学童クラブは複数施設を一体的に運営するため複数施設の総定員で入所審査を致します。  
 そのため、希望欄に記入する場合は「東寺方小学童クラブ」、「第一小学童クラブ」、「第二小学童クラブ」、「北諏訪小学童クラブ」、「西落合小学童クラブ」、「大松台小学童クラブ」または「南鶴牧小学童クラブ」とご記入下さい。

